**平成27年度国頭村職員採用候補者試験実施要領**

**１　募集職種・受験資格**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 募集職種及び採用予定人員 | 受　験　資　格 | 従事する業務 |
| 学歴・免許等・年齢 | 住所等 |
| 行政職Ⅰ・若干名 | 上級 | 大学を卒業した者（平成28年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められる者（※注１） | 昭和61年4月2日以降生まれた者 | ①平成27年４月1日以前から本村に住所を有する者で引き続き住居している者又は、平成27年４月１日現在本村に本籍を有する者②平成28年4月以降本村に居住できる者（※注4）  | 村長事務部局、教育委員会及び各行政委員会事務局において、それぞれの行政事務に従事します。 |
| 中級 | 短期大学を卒業した者（平成28年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められる者（※注2）　ただし、上級の受験資格を有する者は除く。 |
| 初級 | 高等学校を卒業した者（平成28年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められる者（※注3）　ただし、上級及び中級の受験資格を有する者は除く。 |
| **行****政****職****Ⅱ**身体障害者対象・若干名 | 上級 | 大学を卒業した者（平成28年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められる者（※注１） | 昭和61年4月2日以降生まれた者身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者介護なしに職務の遂行が可能な者 | ①平成27年４月1日以前から本村に住所を有する者で引き続き住居している者又は、平成27年４月１日現在本村に本籍を有する者②平成28年4月以降本村に居住できる者（※注4）  | 村長事務部局、教育委員会及び各行政委員会事務局において、それぞれの行政事務に従事します。 |
| 中級 | 短期大学を卒業した者（平成28年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められる者（※注2）　ただし、上級の受験資格を有する者は除く。 |
| 初級 | 高等学校又は特別支援高等学校を卒業した者（平成28年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められる者（※注3）　ただし、上級及び中級の受験資格を有する者は除く。 |
| 　　土木技術職・若干名 | 上級 | 大学を卒業した者（平成28年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められる者（※注１） | 昭和51年4月2日以降生まれた者１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士の免許・資格を有する者 | ①平成27年４月1日以前から本村に住所を有する者で引き続き住居している者又は、平成27年４月１日現在本村に本籍を有する者②平成28年4月以降本村に居住できる者（※注4） | 村長事務部局において、技術に関わる業務に従事します。 |
| 中級 | 短期大学を卒業した者（平成28年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められる者（※注2）　ただし、上級の受験資格を有する者は除く。 |  |
| 初級 | 高等学校を卒業した者（平成28年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められる者（※注3）　ただし、上級及び中級の受験資格を有する者は除く。 |

※注１ 「同等以上の学力があると認められる者」とは、学校教育法に定める大学の専攻科に入学できる者又は、大学院への入学資格のある者で、外国において４年制大学を卒業した者などがこれにあたります。

※注２ 「同等以上の学力があると認められる者」とは、昭和59年人事院公示第６号（人事院の認定に係る受験資格）第3項に定める者で、下記の者等がこれにあたります。

（1）学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が２年以上で、かつ、1，600時間以上の授業の履修を義務づけている課程を卒業した者、又は平成28年３月末日までに卒業見込みの者

（2）職業能力開発促進法に基づく職業能力開発短期大学校を卒業した者、又は平成28年3月末日までに卒業見込みの者

※注３「同等以上の学力があると認められる者」とは、学校教育法にいう高等学校卒業程度の学力を有する者

※注４　受検資格住所①②が満たされる者

※.次のいずれかに該当する者は受験できません。

(1)日本国籍を有しない者

　(2)地方公務員法第16条に該当する者

①成年被後見人及び被保佐人

②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

③国頭村において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

**２　試験の実施日時、場所及び合格発表**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 日　　時 | 実施場所 | 合格発表予定 |
| 第一次試　験 | 平成27年9月27 日（日）教養試験（午前10時～11時） | 国頭村保健センター | 平成27年10月7日（水） |
| 第二次試　験 | 平成27年10月 25日（日）作文試験（午前10時～11時）口述試験（午後１時～　） | 国頭村民ふれあいセンター | 平成27年11月17日（火） |

※合格発表は、受験番号を国頭村掲示場（役場前）に掲示、村ホームページに掲載及び合格者に通知します。

**３　試験方法及び内容**

（1）第一次試験

①)教養試験（文章読解能力・数的能力・推理判断能力・人文・社会、自然に関する一般知識・基礎英語についてマークシート方式による択一試験です。）

　**※試験当日は、受験票及び筆記用具（鉛筆HB、消しゴム）を必ずお持ち下さい**。

（2）第二次試験（第一次試験合格者のみ）

①作文試験（表現力、理解力、構想力等について筆記試験を行います。）

②口述試験（人物、適応性等について面接を行います。）

**４　申込手続及び受付期間**

(1)申込手続

所定の申込書等を受け取り、必要事項を記入し､提出書類を添付のうえ提出して下さい。（各1通）

※提出書類

①受験申込書(受験票に写真貼付)

②履　歴　書（総務課備付け）（写真貼付）

③最終学校卒業証明書

④免許・資格証明書の写し**（土木技術職のみ提出）**

⑤身体障害者手帳の写し（**行政職Ⅱ**）

⑥住民票抄本又は戸籍抄本

⑦身分証明書（本籍地の市町村役場等で発行）

⑧返信用封筒の82円切手

⑨健康診断書**（第一次試験合格者のみ提出）**次の要件を満たすこと。

　ｱ往歴、ｲ聴打診（所見）、ｳ身長・体重、ｴ視力・聴力検査、ｵ胸部ｴｯｸｽ線検査（所見）ｶ血圧測定、ｷ尿検査（糖・蛋白の有無）

※①と②の写真は（縦４cm×横3cm）3箇月以内に撮影したものを使用して下さい。

(2)受付期間

平成27年8月17日（月）から平成27年8月28日（金）まで

（土・日・祝日を除く午前８時３０分から午後５時００分まで）

※郵送で申込書等を提出する場合は、封筒の表に「試験申込書」と朱書きし、配達記録郵便など郵送控えが発行される方法で送付して下さい。平成27年8月28日までの消印のあるものに限り受け付けます。

※平成27年9月17日までに受験票が届かないときは、総務課に連絡下さい。

(3)申込書等提出先・配布場所及び問い合わせ先

〒９０５- １４９５

国頭村字辺土名１２１番地　国頭村役場　総務課　人事係（TEL　0980－41－2101）

**５　最終合格者、採用候補者名簿の作成及び採用について**

この試験は、国頭村職員の採用にあてるための候補者を決定するものであり、合格

したことで必ず職員として採用されるとは限りません。

(1)合格者は、採用候補者名簿に登録され、その中から任命権者は、採用者を決定します。

(2)採用候補者名簿の有効期間は、名簿登録の日から１年間です。

**６　給与等**

採用時における給料はおおむね次のとおりです。（平成27年４月現在）

上級　１７２，２００円　　中級１５２，８００円　　初級　１４０，１００円

で、採用前の経歴等に応じこの額以上になることもあります。

この他に扶養手当、住居手当、通勤手当などがそれぞれの支給要件に応じて支給さ

れるほか、期末勤勉手当が支給されます。